

労働者派遣事業におけるマージン率の公開について

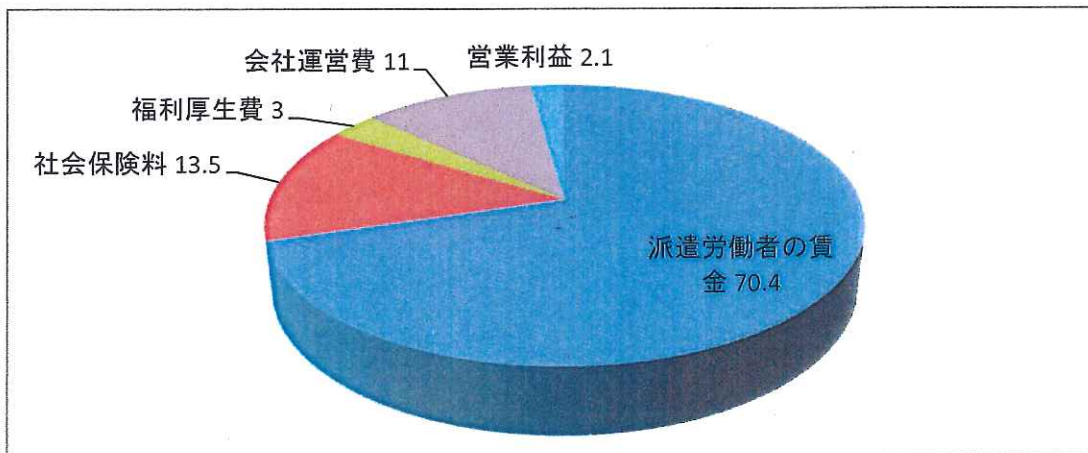
平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)による『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』の公開が規定されました。

当社の事業年度におけるマージン率等の情報提供項目を公開致します。

① 派遣労働者の数 (1日平均)	104 人
② 派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	80 件
③ 労働者派遣の料金 1日(8時間あたり)の額の平均	11,200 円
④ 派遣労働者の賃金 1日(8時間あたり)の額の平均	7,880 円
⑤ マージン率 (③-④)÷③ 小数点第2位以下を四捨五入	29.6 %

⑥ 教育訓練に関する事項
新規採用者への訓練(電話対応・パソコン基本操作等)
派遣前の教育訓練(接客マナー・パソコン基本操作等)

【 マージン率の内訳 】



- 社会保険料 : 雇用主として負担する労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険
介護保険などの保険料
- 福利厚生費 : 労働者が取得する有給休暇・健康診断費用・制服等の費用
- 会社運営費 : 事業運営にあたる社員の人件費、事務所経費、募集広告費等の諸経費
- 営業利益